

平 戸 市 監 査 公 表 第 160-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 4 年 3 月 28 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 首 藤 毅 彦

第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局

こども未来課

第 3 監査の期間

令和 2 年 10 月 27 日（火）、28 日（水）、29 日（木）

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査 指摘事項等に係る措置状況一覧

【措置を講じた部局：こども未来課】

区分	内容	措置
指摘事項	<p>1. 契約事務について</p> <p>予定価格が、平戸市契約規則第 23 条に定める額を超える契約を随意契約で行う場合でも、予定価格調書を作成することになっているが、作成されていない事例(50 万円を超える委託契約)が見られたので、同規則に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>契約規則第 23 条に定める額を超える随意契約の際には、関係例規を遵守し、予定価格調書を作成することとしました。</p>
指導事項	<p>1. 関係例規の整備について</p> <p>下記の例規については、条文と様式間における字句の相違や誤字等が見られたので、適正な例規整備に努められたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平戸市放課後児童健全育成事業の実施に関する規則 ・平戸市放課後児童健全育成施設条例施行規則 ・平戸市母子家庭等高等職業訓練促進給付金等支給事業実施要綱 ・平戸市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱 ・平戸市保育所等一時預かり事業補助金交付要綱 ・平戸市立生月こども園園則（運営規程） 	<p>条文と様式間における字句の相違や誤植につきましては、関係例規を再確認し、適正な内容に改正しました。</p>
意見	<p>1. 平戸市ファミリー・サポート・センター事業について</p> <p>平戸市ファミリー・サポート・センター事業は平戸市社会福祉協議会に委託しているが、令和元年度の契約額 2,363,157 円に対し、令和 2 年度の契約額が 1,212,094 円とほぼ半減してい</p>	<p>令和 3 年度より、事業委託の仕様書内容について、業務内容・業務量に応じた仕様書といたしました。</p>

	<p>る。これは、受託者の業務量に応じた委託料に変更しているとのことであるが、仕様書については前年度と何ら変更がみられない。業務内容の変更に応じた仕様書の見直しをされたい。</p>	
<p>意見</p>	<p>2. 時間外命令と在庁時間について</p> <p>令和元年度の出退勤表による勤務時間後の在庁時間について、課員の年間平均で約 500 時間（うち時間外勤務命令時間 49 時間）となっていた。</p> <p>少子化対策という重要課題を担い、様々な支援を必要とするこどもとその保護者への細やかなサービスを求められる中、保育無償化といった国の制度改正や複雑化する保育給付事業など、負荷のかかる状況であったと理解するが、業務の効率化や時間外勤務命令の申請及び認定を明確にするなどして適切な対応に努められたい。</p>	<p>令和元年度は幼児教育・保育の無償化、子育て支援対策の制度拡充、各種相談・支援対応、及び新型コロナウイルス感染拡大防止対応などにより通常勤務時間後在庁し処理を行ったものです。</p> <p>更に、令和3年度においては新型コロナウイルス感染症による対応措置として、複数の給付金支給事業が新たに発生するなど、業務は増加の傾向にあります。</p> <p>今後、業務の見直しやA I活用による業務の効率化、適正な時間外勤務命令など、適切な対応に努めます。</p>